⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、認定免許人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による報告の場合は、認定免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

２　同一の認定免許人が複数の認定について併せて報告する場合は、当該認定の番号を全て記載すること。

３　１から６までの欄の備考の欄については、各項目において参考となる事項を記載すること。

４　４から６までの欄に記載する無線設備は以下のものとする。

⑴　ＨＦ帯無線設備
⑵　ＶＨＦ帯無線設備
⑶　ＵＨＦ帯無線設備
⑷　ＡＴＣトランスポンダ
⑸　機上ＤＭＥ
⑹　機上タカン
⑺　ＡＣＡＳ
⑻　航空機用気象レーダー
⑼　航空機用ドップラ・レーダー
⑽　電波高度計
⑾　航空機用救命無線機
⑿　航空機用携帯無線機
⒀　航空機地球局の無線設備

５　４の欄は、次によること。

⑴　航空機局の場合は報告対象年度を含む過去５年度分の実施状況及び当年度以後５年度分の実施計画を、航空機地球局の場合は報告対象年度を含む過去２年度分の実施状況及び当年以後２年度分の実施計画を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、認定を受けた年度以前の年度の記載は要しない。なお、電気的特性の点検の実施計画は、報告対象年度の３月31日時点で保有する当該認定に係る無線設備について全て記載すること。

⑵　二以上の無線局の相互間において共通に使用する装置については、代表する航空機局又は航空機地球局の航空機名（登録記号）及び免許の番号を記載すること。

⑶　航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合には、備考の欄に電池の有効期限を併せて記載すること。